

別紙2 歯科診療報酬点数表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表第二            歯科診療報酬点数表            [目次]            第1章 基本診療料              第1部 (略)              第2部 入院料等                第1節～第4節 (略)                第5節 <u>看護職員処遇改善評価料</u>            第2章・第3章 (略)              第1章 基本診療料                第1部 (略)                第2部 入院料等</p> <p>通則            1 健康保険法第63条第1項第5号及び高齢者医療確保法第64条第1項第5号による入院及び看護の費用は、第1節から第5節までの各区分の所定点数により算定する。この場合において、特に規定する場合を除き、通常必要とされる療養環境の提供、看護及び歯科医学的管理に要する費用は、第1節、第3節又は第4節の各区分の所定点数に含まれる。            2～7 (略)                第1節～第4節 (略)                第5節 <u>看護職員処遇改善評価料</u></p> <p>区分  <u>A500 看護職員処遇改善評価料</u>            注 <u>医科点数表の区分番号A500に掲げる看護職員処遇改善評価料の注に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地</u></p>	<p>別表第二            歯科診療報酬点数表            [目次]            第1章 基本診療料              第1部 (略)              第2部 入院料等                第1節～第4節 (略)                (新設)            第2章・第3章 (略)              第1章 基本診療料                第1部 (略)                第2部 入院料等</p> <p>通則            1 健康保険法第63条第1項第5号及び高齢者医療確保法第64条第1項第5号による入院及び看護の費用は、第1節から第4節までの各区分の所定点数により算定する。この場合において、特に規定する場合を除き、通常必要とされる療養環境の提供、看護及び歯科医学的管理に要する費用は、第1節、第3節又は第4節の各区分の所定点数に含まれる。            2～7 (略)                第1節～第4節 (略)                (新設)</p>

方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であって、第1節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）、第3節の特定入院料又は第4節の短期滞在手術等基本料を算定しているものについて、医科点数表の区分番号A500に掲げる看護職員処遇改善評価料の例により算定する

。  
第2章・第3章（略）

第2章・第3章（略）